

令和7年6月23日

愛知県知事 大村 秀章 様

愛知県事業認定審議会

会長 鶴 田 佳 子



事業の認定に関する処分について（答申）

令和7年6月3日付け7用地第46号で諮問のありましたことについて、審議の結果、蒲郡市を起業者とする「東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間2号線）」について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をするとの愛知県知事の判断を、下記のとおり相当と認めることを答申します。

記

〈土地収用法第20条第1号関係〉

本件事業は、蒲郡市の東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線のうち市道国京宮間2号線（以下「本路線」という。）を整備する事業であり、土地収用法第3条第1号「道路法による道路」に該当し、「事業が法第3条各号のいずれかに掲げるものに関するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第1号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第2号関係〉

本路線は、道路法第8条第1項の規定により蒲郡市長が認定した市道の路線であり、同法第16条第1項の規定により蒲郡市が道路管理者であること、既に本件事業を開始していることなどから、起業者である蒲郡市は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。」と認められるため、土地収用法第20条第2号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第3号関係〉

本路線は、東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線（以下「蒲郡環状線」という。）の一区間であり、一般国道23号名豊道路蒲郡バイパスの蒲郡西インターチェンジへのアクセス道路の一区間として、安全・安心な住環境の確保、交通の円滑化及び交通ネットワーク化を担う延長356mの重要な幹線市道である。

しかし、蒲郡環状線は未完成であるため、中心市街地に流入する交通を分散するという本来の機能が発揮されず、現道である市道国京宮間1号線（以下「現道」という。）に一部の交通が流入する状況となっている。そのため、農業・工業の物流による通過交通と、通勤・通学、日常生活等の地域交通がふくそうし、地域住民、通学者等が通行する狭小な道路を多数の車両が通行し、日常的に危険な状態になっている。

現道は幅員4.0m未満の狭小区間が全体延長の61%存在し、起業者が実施した交通量調査によると、978台/日であり、道路規格と交通量が釣り合っていない状況である。

また、現道と交差する市道宮成町清田前田1号線は、交通量は7,014台/日であり、こちらも、道路規格に合わない交通量となっている上に、大型車が宮間交差点で曲がり切れずに立ち往生する状況が度々発生している。さらに、交通が集中する時間帯の混雑度は1.99となっており、神ノ郷町上野の交差点の北から南に向かう車線で、全長280mのところ滞留長も含む130mの渋滞が発生している。

本件事業の完成により、蒲郡環状線は全線が供用され、地域交通や通過交通が適切に分散されるとともに、本路線が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和や、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

以上のことから、本件事業を行うことにより得られる公共の利益は大きいと考えられる。

一方、本件事業は環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外であるが、起業者の任意評価の結果、大気質、騒音及び振動について、いずれも環境基準等を満足するものと評価している。また、保全すべき動植物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及びレッドリストあいち20

20に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認されていない。さらに、本路線内には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認している。

よって、本件事業を行うことにより失われる利益は軽微であると考えられる。

さらに、本件事業は、市条例による第3種第3級の規格に基づく車道2車線及び両側歩道を新設する事業であり、その事業計画は、市条例に定める規格に適合していると認められる。また、本件事業の事業計画は、昭和25年6月6日に都市計画決定され、令和4年3月29日に変更決定された都市計画と、一部隅切り部を除き、基本的内容について整合しており、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を満たしていると判断できる。

〈土地収用法第20条第4号関係〉

現道は、円滑な交通及び地域住民や通学者の安全が著しく阻害されている状況であり、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。なお、本路線の地元からも、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。よって、本件事業は早急な施行が必要な事業と認められる。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を行うために必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用することとしていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」と認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を満たしていると判断できる。